

30答申第3号

平成30年12月18日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原 清 信

久留米市個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

「個人情報開示等の審査請求に関する諮問書（平成30年9月19日付け30総第106号）」による下記の諮問について、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第23条第3項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

平成30年6月7日付け30総第501号の個人情報開示等請求一部承諾決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

実施機関（総務部）の行った個人情報開示等請求一部承諾決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成30年 5月24日	総務部総務課にて個人情報開示等請求書を受付
平成30年 6月 7日	個人情報開示等請求一部承諾決定
平成30年 9月 5日	審査請求人からの審査請求書を受付

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

平成30年6月7日付の市長による行政文書30市総第64号及び30総第501号の個人情報開示等請求一部承諾決定について、開示が承諾されなかった部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び処分理由説明書に対する反論意見書で説明している審査請求の理由の要旨については、次のとおりである。

(1) 久留米市行政不服審査会における発言

久留米市行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）における発言については、未成熟な情報として不開示とされているが、未成熟な情報を基に市の機関で審議・検討されているということに寒気がする。不開示にしたことは、知る権利を侵害しており、憲法に違反していると思われる。行政不服審査会の委員が、審査請求人に有利になるようなことを引き出したような場合、そのことを不開示とされるようなことは問題である。審査請求人に有利な話は、後の全ての請求人には、自明のこととして扱われるべきで、これは裁判についてもそうあるべきだと考える。

(2) 金融機関への預貯金等の調査

財産の秘匿の可能性が、不開示理由として示されているが、金融機関への調査は公然のことであるので、滞納者は、金融機関に預けないことも可能であるのに、開示すると滞納整理業務の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるという理由で、不開示とされている。そもそも、どのようにしたら「秘匿していない」ことの証明が可能なのか教えていただきたいものである。

なお、金融機関への預貯金等の調査に係る処分は、平成30年6月7日付け30総第501号の個人情報開示等請求一部承諾決定（以下「本件処分」という。）とは別に実施機関（市民文化部）が平成30年6月7日付30市総第64号により処分を行っているが、本件処分に係るものとしても審査請求を行う。

第4 実施機関（総務部）の説明要旨

実施機関（総務部）が、処分理由説明書、不開示とした部分の理由説明書（ヴォーンインデックス）及び口頭による説明により主張している内容の要旨は、次のとおりである。

1 行政不服審査会委員の署名・印影について

本件処分のうち、行政不服審査会委員の署名及び印影に関する部分であり、開示することにより、偽造等、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であり、久留米市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条の2第1項第1号に該当するため、不開示としたものである。

2 行政不服審査会における発言について

本件処分のうち、行政不服審査会における仮定や推測による発言については、開示することにより本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある情報であり、条例第14条の2第1項第5号に該当するため、不開示としたものである。それぞれの不開示部分についての理由は次のとおりである。

(1) 平成29年第5回久留米市行政不服審査会会議概要（以下「本件記録」という。）の2ページの5行目から8行目までの部分

審査請求人の固定資産税の減免申請に係る意思についての質問に対する答弁として、処分庁の職員が審査請求人の固定資産税の減免申請に係る意思を推測し、見解を述べている箇所であり、この情報を開示すると、処分庁の推測による見解を基に行政不服審査会が判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあるため条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(2) 本件記録2ページの25行目から27行目までの部分

生活保護の受給の可能性についての質問に対する答弁として、処分庁の職員が過去の経験を基に見解を述べている箇所であり、この情報を開示すると、生活保護の制度について審査請求人に不正確な理解を与え、事務を担当していない職員の過去の経験を基にした見解によって行政不服審査会が判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあるため条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(3) 本件記録2ページの29行目から32行目までの部分

審査請求人から減免申請が提出されたと仮定した場合における処分庁の見解について様々な仮定と推測の基に説明を行っている箇所であり、この情報を開示すると、固定資産税の減免制度について審査請求人に憶測を招き、不正確な理解を与え、仮定による説明を基に行政不服審査会が判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあるため条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(4) 本件記録2ページの33行目から3ページの3行目までの部分

上記(3)の仮定・推測による質疑内容を踏まえて審査請求人に係る固定資産税の減免の可能性について質疑がなされている箇所であり、この情報を開示すると、審査請求人に係る固定資産税の減免の判断について審査請求人に憶測を招き、不正確な理解を与え、仮定による説明を基に行政不服審査会が判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあるため条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(5) 本件記録3ページの23行目から24行目までの部分

上記(3)の仮定・推測による質疑内容を踏まえて審査請求人に係る固定資産税の減免の可能性について委員が見解を述べている箇所であり、この情報を開示すると、審査請求人に係る固定資産税の減免の判断について審査請求人に憶測を招き、不正確な理解を与え、仮定による説明を基に行政不服審査会が判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあるため条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

3 金融機関への預貯金等の調査について

実施機関（総務部）が本件処分において特定した文書に「金融機関への預貯金等の調査」に係る文書は含んでおらず、当該文書に係る処分は行っていない。

審査請求人が請求した「金融機関への預貯金等の調査」に係る文書は、総務部ではなく市民文化部において管理していることから、同部において平成30年6月7日付30市総第64号個人情報開示等請求一部承諾通知書をもって処分を行っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関（総務部）の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件処分において特定された公文書のうち実施機関（総務部）が不開示としたのは、「平成29年度固定資産税の賦課処分に係る審査請求事件の答申について」の承認書中の委員の署名及び印影並びに「平成29年度第5回久留米市行政不服審査会会議概要の作成について（伺）」の委員や処分庁職員の発言の一部である。
- 2 本件処分のうち、不開示とされた署名及び印影については、行政不服審査会委員は特別職の地方公務員であるため、条例第14条の2第1項第1号ウに規定する公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報である場合は不開示情報には当たらないが、署名及び印影については、開示することにより偽造され、行政不服審査会委員の個人としての権利利益を侵害するおそれがある情報であることから、条例第14条の2第1項第1号ウには該当しない。よって、不開示とされた署名及び印影は、条例第14条の2第1項第1号（第三者の情報）に該当する情報である。

なお、審査請求人も審査請求の理由において委員の署名及び印影が不開示とされたことについては触れていない。

- 3 「平成29年度第5回久留米市行政不服審査会会議概要の作成について（伺）」は、行政不服審査会において固定資産税の賦課処分取消請求事件に係る審議内容として委員や処分庁の職員の発言が記録されたものである。

当審査会において、インカメラ審理の権限を行使し、本件公文書を見分し、不開示とされた部分は、いずれも固定資産税の賦課処分の妥当性に関する審議ではなく、答申に付言を行うべきかどうかを検討するに当たっての質疑や意見交換を行っている部分であることを確認し、本件不開示情報が、条例第14条の2第1項第5号に定める不開示情報であるかどうかについて検討した。

- (1) 本件記録の2ページの5行目から8行目までの部分

審査請求人の固定資産税の減免申請に係る意思についての質問に対する答弁とし

て、処分庁の職員が審査請求人の固定資産税の減免申請に係る意思を推測し、見解を述べている箇所であった。この質疑応答は、固定資産税の賦課処分の妥当性に関する審議として行われたものではないが、この情報を開示することにより、処分庁の推測による見解を基に行政不服審査会が固定資産税の賦課処分の妥当性について判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあることから、条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(2) 本件記録2ページの25行目から27行目までの部分

生活保護の受給の可能性についての質問に対する答弁として、処分庁の職員が過去の職務経験を基に見解を述べている箇所であった。この情報を開示すると、生活保護の制度について審査請求人に不正確な理解を与え、また、この質疑応答は、固定資産税の賦課処分の妥当性に関する審議として行われたものではないが、事務を担当していない職員の過去の経験を基にした見解によって行政不服審査会が固定資産税の賦課処分の妥当性について判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあることから、条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(3) 本件記録2ページの29行目から32行目までの部分

審査請求人からの減免申請が提出されたと仮定した場合における処分庁の見解について様々な仮定と推測の基に説明を行っている箇所であった。この情報を開示すると、固定資産税の減免制度について審査請求人に憶測を招き、不正確な理解を与え、また、この説明は、固定資産税の賦課処分の妥当性に関する審議として行われたものではないが、仮定による説明を基に行政不服審査会が固定資産税の賦課処分の妥当性について判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあることから、条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(4) 本件記録2ページの33行目から3ページの3行目までの部分

上記(3)の仮定・推測による質疑内容を踏まえて審査請求人に係る固定資産税の減免の可能性について質疑がなされている箇所であった。この情報を開示すると、審査請求人に係る固定資産税の減免の判断について審査請求人に憶測を招き、不正確な理解を与え、また、この質疑応答は、固定資産税の賦課処分の妥当性に関する審議として行われたものではないが、仮定による説明を基に行政不服審査会が固定資産税の賦課処分の妥当性について判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあることから、条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

(5) 本件記録3ページの23行目から24行目までの部分

上記(3)の仮定・推測による質疑内容を踏まえて審査請求人に係る固定資産税の減免の可能性について委員が見解を述べている箇所であった。この情報を開示すると、審査請求人に係る固定資産税の減免の判断について審査請求人に憶測を招き、不正確な理解を与え、仮定による説明を基に行政不服審査会が判断を行ったものであると審査請求人に誤解を与えるおそれがあることから、条例第14条の2第1項第5号に該当する情報である。

5 審査請求人は、「金融機関への預貯金等の調査」の中の情報の一部について開示が承諾されなかったことについて本件処分に係る審査請求においても審査すべきと主張する。

しかしながら、「金融機関への預貯金等の調査」については、本件処分とは別にその文書を管理している市民文化局が平成30年6月7日付30市総第64号個人情報開示等一部承諾決定をもって決定を行っているのであって、本件処分において処分を行っていないことが認められるから、金融機関への預貯金等の調査について本件処分の対象として審査請求を行うとする審査請求人の主張は、採用できない。

以上によれば、審査請求人の請求には理由がなく、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
平成30年 9月19日	実施機関から当審査会に諮問
平成30年10月 5日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
平成30年10月11日 (第2回審査会)	審議
平成30年10月24日	実施機関から処分理由の説明及び審議
平成30年11月 5日 (第3回審査会)	実施機関から不開示とした部分の理由説明書(ヴォーニンデックス)の提出
平成30年11月 8日	審議

(第4回審査会) 平成30年11月26日	審議
(第5回審査会) 平成30年12月18日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
委 員	西 嶋 法 友
委 員	柿 本 眞左子
委 員	西 野 惠 子
委 員	吉 田 哲 磨